

だい じ おおさか さ やま し
第3次大阪狭山市
しょう しゃけいかく
障がい者計画
がいようばん
概要版

ねん へいせい ねん がつ
2018年(平成30年)3月

おお さか さ やま し
大 阪 狭 山 市





計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

近年、社会の高齢化や世帯の小規模化が進むとともに、障がい者数の増加と高齢化、障がいの重度化もみられ、それに伴って、障がい福祉のニーズは、より多様化する傾向にあります。障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができるまちを実現するために、本市が担う役割は、これまでに増して重要なものとなっています。

本市では、2008年(平成20年)3月に「第2次大阪狭山市障がい者計画」(以下「第2次計画」という。)を、さらに、2015年(平成27年)3月には「第4期大阪狭山市障がい福祉計画」(以下「第4期計画」という。)を策定し、障がい福祉サービスの提供体制の整備を図ってきました。

第2次計画と第4期計画が2017年度(平成29年度)末をもって終了することから、障害者総合支援法の基本理念や趣旨、これに基づき国が策定する基本指針を踏まえ、本市における共生社会の実現に向けた分野別施策の方向性を定めるとともに、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービスなどの量的・質的な充実を一層図るため、「第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画」を策定するものです。

他計画との関係

障がい者計画は、大阪狭山市総合計画の分野別計画のひとつであり、障がい者のための施策に関する本市の基本方向や目標を総合的に定めた計画と位置づけられます。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者の地域移行を促進するための障がい福祉サービス提供体制の整備・充実、障がい児通所支援などの提供体制の整備・充実を計画的に進めるものであり、障がい者計画の分野別施策を具体的に実施する計画に相当するものです。

さらに、これらの計画の策定にあたっては、「大阪狭山市地域福祉計画」「大阪狭山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」「健康大阪さやま21」など、関連する健康福祉計画との整合を図り策定しています。

計画の期間

計画期間は、第3次大阪狭山市障がい者計画が2018年度(平成30年度)から2026年度までの9年間、第5期大阪狭山市障がい福祉計画と第1期大阪狭山市障がい児福祉計画が2018年度(平成30年度)から2020年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進捗状況などにより、必要に応じ見直しを行うこととします。

【計画の期間】

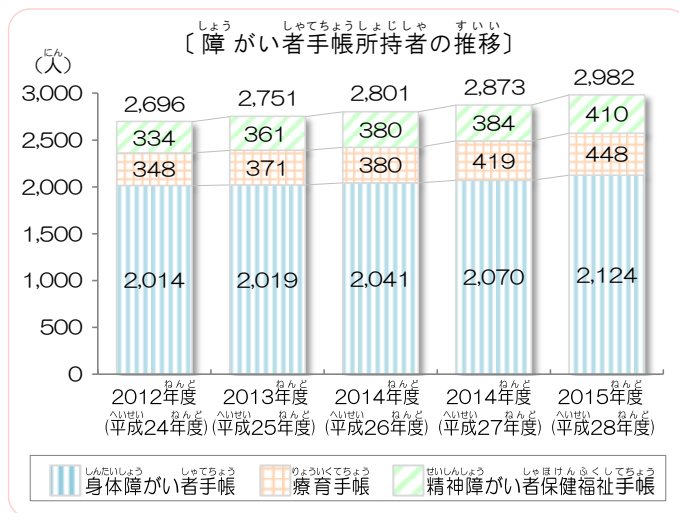
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
第3次大阪狭山市障がい者計画								
第5期大阪狭山市障がい福祉計画			第6期大阪狭山市障がい福祉計画			第7期大阪狭山市障がい福祉計画		
第1期大阪狭山市障がい児福祉計画			第2期大阪狭山市障がい児福祉計画			第3期大阪狭山市障がい児福祉計画		



本市の障がい者を取り巻く現状

障がい者手帳所持者の推移

- ❖ 障がい者手帳所持者数は年々増加しており、2016年度(平成28年度)では2,982人となっています。
- ❖ 手帳の種類別でみると、身体障がい者手帳が2,124人で最も多いです。
- ❖ 療育手帳では2012年度(平成24年度)の348人より100人増加しています。
- ❖ 精神障がい者保健福祉手帳では2012年度(平成24年度)の334人より76人増加しています。



障がい者手帳所持者の年齢別内訳

- ❖ 各手帳の年齢別所持者の割合は、身体障がい者手帳は18歳以上が97.4%、療育手帳は18歳以上が70.5%、精神障がい者保健福祉手帳は18歳以上が95.9%となっています。

〔障がい者手帳所持者の年齢別内訳〕

	18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比
身体障がい者手帳	56	2.6%	2,068	97.4%
療育手帳	132	29.5%	316	70.5%
精神障がい者保健福祉手帳	17	4.1%	393	95.9%



計画の基本理念と基本的視点

基本理念



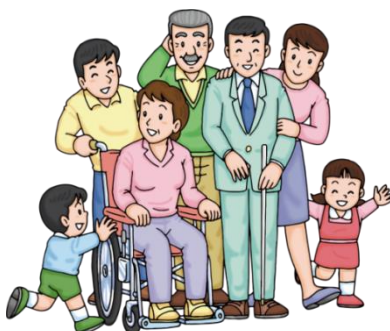
誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざして

市民一人ひとりが障がいのことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくすよう努め、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる共生社会の実現をめざし、本計画を推進するものとします。

基本的視点

- (1) 権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- (2) 社会のバリアフリー化の促進
- (3) 障がい者の能力を引き出し自らが自立した生活を送るための支援
- (4) 障がい者の意思決定への支援

施策分野	基本的方向
1 安全・安心に暮らせる生活環境の推進	(1) 住まいや建物・歩行空間等の環境の向上 (2) 移動しやすい環境の整備 (3) 防災、防犯対策の推進 (4) 消費者被害の防止
2 自立した地域生活への支援	(1) 相談機能・情報へのアクセスのしやすさの向上 (2) 多様なニーズに対応する障がい福祉サービス等の充実 (3) 障がいのある子どもやその家族に対する支援の推進
3 差別の解消及び権利擁護等の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (2) 虐待の防止対策・権利擁護の推進
4 心身の健康保持・増進のための保健・医療の推進	(1) 健康の保持・増進 (2) 保健・医療サービスの充実
5 経済的自立に向けた就労環境の推進	(1) 障がい者の雇用に対する企業等の理解の促進 (2) 障がい者の就労機会や場の拡大 (3) 就労訓練の場の充実による雇用・就労の促進
6 障がい者の力を引き出す教育・社会参加の推進	(1) 教育・保育環境の充実 (2) 発達障がい児に対する支援の充実 (3) スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進 (4) 生涯学習の推進





ぶんやべつし さく てんかい 分野別施策の展開

し さく ぶん や 施策分野 1

あんぜん あんしん く せいかつかんきょう すいしん 安全・安心に暮らせる生活環境の推進

【施策の方向性】

- ❖ 障がいのある関係なく、すべての市民が地域で安全・安心に暮らしていけるよう、防犯や交通安全、防災などの面での配慮のほか、バリアフリーによる生活空間づくりが重要です。そのため、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化に努めます。
- ❖ 地域ぐるみで障がい者の安全・安心を支え見守るネットワークの強化を図ります。

(1) 住まいや建物・歩行空間等の環境の向上

① 住宅、施設等のバリアフリー化の推進

- ・ 住宅のバリアフリー化の推進
- ・ 公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・ 公園等のバリアフリー化の推進
- ・ バリアフリー意識の浸透

② 安全な交通の確保

- ・ 歩行環境の整備
- ・ 交通安全施設の整備

(2) 移動しやすい環境の整備

- ・ 公共交通機関のバリアフリー化の促進
- ・ 交通バリアフリーに関する情報提供及び意識の浸透

(3) 防災、防犯対策の推進

- ・ 建築物の耐震対策の促進
- ・ 緊急時の情報伝達体制の整備
- ・ 災害時の避難行動支援体制の充実
- ・ 防犯対策の充実

(4) 消費者被害の防止

- ・ 消費者被害予防のための啓発
- ・ 消費生活相談の推進



し さく ぶん や 施策分野 2

じりつ ちい きせいかつ し えん 自立した地域生活への支援

【施策の方向性】

- ❖ 障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業の充実に加え、引き続き相談機能の強化を図り、相談支援体制の整備を進めるとともに、情報へのアクセスのしやすさなど、地域生活を支える社会環境の充実に努めます。
- ❖ 地域の様々な社会資源を活用しながら、質・量ともに十分なサービス提供体制の充実に努め、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図ります。

(1) 相談機能・情報へのアクセスのしやすさの向上

① 相談支援体制の充実

- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 各種相談機関の連携
- ・ 相談支援専門員等の育成

② 情報提供の充実

- ・ 行政情報の提供体制の充実
- ・ 情報通信技術（ICT）機器の利用促進
- ・ 福祉に関する情報提供の充実
- ・ 「福祉のしおり」等の充実

③ コミュニケーション支援体制の充実

- ・ 人材の育成や手話通訳者等の派遣の推進
- ・ 視聴覚障がい者に対する理解の促進

(2) 多様なニーズに対応する障がい福祉サービス等の充実

① 障がい福祉サービス等

- ・訪問系サービス及び短期入所の充実
- ・日中活動系サービスの充実
- ・居住系サービス及び自立生活援助の充実
- ・障がい児通所支援サービスの充実
- ・相談支援の充実

② 地域生活支援事業

- ・地域生活支援事業の充実

③ 経済的自立への支援

- ・年金制度や各種手当等の周知

(3) 障がいのある子どもやその家族に対する支援の推進

・障がいのある児童・生徒の継続的な支援体制の充実

・療育相談等の充実



施策分野3

差別の解消及び権利擁護等の推進

【施策の方向性】

- ❖ 家庭や地域、学校、職場などあらゆる場において、すべての世代の市民がそれぞれの個性を互いに尊重しあい、障がいに対する正しい理解を深めることができるよう、市民、行政、障がい者団体や関係機関など、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じて、広報・啓発活動を推進していきます。
- ❖ 障がい者の基本的人権を守るため、権利擁護に努めるとともに、障がい者への虐待防止を推進します。

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

① 啓発・広報活動の推進

- ・広報誌・ホームページ等による啓発活動の推進
- ・障がい者週間等での啓発活動の推進
- ・交流活動の推進
- ・市内人権団体との連携による、人権教育・啓発事業の推進
- ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録及び大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅の登録の促進

② 福祉教育等の推進

- ・幼稚園・保育所・こども園、小・中学校における交流教育等の推進
- ・福祉講座や講演会の開催

③ 障がい者差別の解消に向けた体制の整備

- ・相談・支援体制の整備

④ ボランティア活動の推進

- ・ボランティアの養成
- ・ボランティアの活動支援

⑤ 障がい者理解の促進

- ・公共サービス従事者等に対する障がい者理解の促進
- ・市職員等への人権研修の実施

(2) 虐待の防止対策・権利擁護の推進

① 障がい者虐待防止対策の推進

- ・障がい者虐待への対応体制の確保
- ・虐待防止及び啓発の推進

② 権利擁護の推進

- ・権利擁護事業の推進
- ・成年後見制度の利用促進

施策分野4

心身の健康保持・増進のための保健・医療の推進

【施策の方向性】

- ❖ 障がいなどの予防と早期発見・治療、医学的リハビリテーション、療育は、健やかな暮らしを支えるために重要な取り組みです。
- ❖ 障がいの原因のひとつとなる疾病などの予防やその早期発見・治療、療育を図るとともに、障がい児（者）の心身の健康の保持・増進のため、関係機関との密接な連携のもと、心身の状況やライフステージに応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの充実に努めます。

（１）健康の保持・増進

- ① 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期対応
- ・ 母子保健施策の充実
 - ・ 成人保健施策の充実
 - ・ 介護予防等の充実
 - ・ 障がいの原因となる疾病等への対応

- ② 障がいの原因となる疾病等についての普及・啓発の推進
- ・ 障がいについての正しい知識の普及
 - ・ 事故防止に向けた啓発

（２）保健・医療サービスの充実

- ① 障がい児（者）に対する保健・医療サービスの充実
- ・ 障がいの早期発見
 - ・ 障がい児（者）に対する適切な保健サービスの充実
 - ・ 地域の医療体制の充実
 - ・ 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供の充実

- ② 障がいに対する医療・医学的リハビリテーション
- ・ 医療機関の充実
 - ・ 医療費助成制度の普及・啓発

- ③ 精神保健・医療施策の推進
- ・ 啓発活動の推進
 - ・ 差別偏見の解消
 - ・ こころの健康づくり
 - ・ 精神疾患の早期発見・治療

施策分野5

経済的自立に向けた就労環境の推進

【施策の方向性】

- ❖ 障がい者が地域でいきいきと働き、多様な場に社会参加し活躍できる環境が身近にあることは、障がい者が主体的に生きがいのある生活を送ることにとって大変重要です。
- ❖ ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携しながら公的機関や民間事業所での雇用を促進するなど、障がい者の就業の拡大に努めます。

（１）障がい者の雇用に対する企業等の理解の促進

- ・ 事業主に対する啓発活動の推進
- ・ 障がい者への情報提供の推進
- ・ 職場定着に向けた支援

（２）障がい者の就労機会や場の拡大

- ・ 障がい者雇用の促進
- ・ 障がい者雇用促進のための体制の充実
- ・ 就労に対する相談体制の充実
- ・ 行政の福祉化の推進

（３）就労訓練の場の充実による雇用・就労の促進

- ・ 福祉的就労場所の充実
- ・ 福祉的就労への支援の充実



【施策の方向性】

- ❖ 幼稚園や保育所、こども園、小中学校、特別支援学校などが互いに連携しながら、ともに学ぶ場を充実し、障がいの状況などに応じて、一人ひとりの個性や可能性をともに伸ばす教育の推進を図ります。
- ❖ 外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動などの幅広い活動に参加できるよう条件整備を行い、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

(1) 教育・保育環境の充実

①一貫した相談支援体制の充実 - 相談支援体制の充実 - 就園・就学相談の充実 - 精神疾患についての正しい知識の普及	②教育支援体制の充実 - 就学前教育・保育の推進 - 学校教育の充実 - 障がいの重度・重複化への対応 - 教職員の専門性の確保・指導力の向上
③学習機会提供と家庭への支援 - 地域における学習機会の提供 - 家庭への支援による特別支援教育の振興	④施設のバリアフリー化の促進 - 教育・療育施設のバリアフリー化 - 情報機器や設備の充実

(2) 発達障がい児に対する支援の充実

- 乳幼児期の障がいのある子どもへの支援 - 児童福祉施設における療育支援の充実	障がいのある児童・生徒への支援
---	---

(3) スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進

①スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動のための基盤の充実 - 施設等の整備・改善 - 利用料や入館料の軽減	②スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の充実 - スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進 - スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動への参加促進 - 障がい者団体やスポーツ、レクリエーション及び文化施設等への活動支援
---	--

(4) 生涯学習の推進

学習情報提供及び支援体制の充実

第3次大阪狭山市障がい者計画【概要版】

2018年（平成30年）3月

発行 大阪狭山市健康福祉部福祉グループ
〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
電話 072-366-0011（代表）

